

平成 20 年 4 月 9 日

技術交流フォーラム会員 各位

『建設アドバイザー機構(試行)』の設立主旨

平成17年4月1日から施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念第3条の7に「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない」と記述されている。

品質を確保し、工事費縮減に配慮した調査・設計を行うためには、計画から照査までに受注業種に適合した複数の高級技術者が業務に携わることが重要であろう。

調査・設計業種は道路・河川砂防・都市計画・空港港湾・上下水道・農業土木・林業土木等きわめて幅が広く、各業種毎に高級技術者を揃えている県内コンサルタンツは殆どないと思われる。受注業種の高級技術者がいなかったり、経験の少ない業務に対して迷いを感じつつ計画を立てたり、論理を模索しながら業務を遂行しているのが現状ではないだろうか。

このような状況では、品質に優れ且つ工事費の縮減に配慮した成果品を完成することが困難であるのみならず、発注者の信頼を得ることも難しい。

各業種毎に多くの資格者を有する大手コンサルタンツは別にして、中小が大部分を占める県内コンサルタンツが業種毎に高級技術者を確保・育成していくか、または各コンサルタンツが特定業種に特化していくためには多少の時間が必要であろう。その間にも、アセットマネジメントをはじめ県民にとって必要な公共工事は着々と進められていくはずである。

このような状況に対処するために、多くの専門技術者の集まりである「NPO法人技術交流フォーラム」が中心となって、公共工事の設計・施工にあたって疑問点や問題点を抱える技術者に助言を与えることができるように『建設アドバイザー機構』を設立することにした。

本機構では、調査・設計コンサルタンツだけではなく一歩踏み込んで発注者や施工会社からの質問や疑問にも対応することを考えている。アドバイス内容を具体的に示すと

- ① 設計計画段階での問題や疑問点へのアドバイス
- ② 理論展開や計算法へのアドバイス
- ③ 設計の主要部の照査(ただし、詳細設計の数値をチェックするような照査は行はない)
- ④ 工事実施前や施工中での問題や疑問点へのアドバイス。

等である。

県内企業の技術力が整うまでにはいま暫く時間がかかるものと考えられるが、本機構の稼働期間は取り敢えず2年程度を考えている。

本機構は公共工事の品質を確保する事と県内の建設関連技術者の技術力向上を目的とし設立するもので、他に例を聞かない組織であり、試行的に動き出すものである。今後、本機構への問い合わせが多かったりアドバイス内容が高い評価を受けるようであれば、本システムの不具合点を解消し恒久的な機構として発展させていくことも視野にいれている。

NPO法人 技術交流フォーラム 理事長 岩尾雄四郎

『建設アドバイザー機構』を利用する場合の手続き及び注意事項

本システムは、試行の段階であるため質問者への対応がスムーズにいか、また全ての疑問や問題点に対応できるか等の問題はありそうである。以下のことをご理解の上御利用いただきたい。

① 申込み方法

相談者は、技術交流フォーラム事務局建設アドバイザー機構までメール又は電話で申込みを行なう。申込み終了後、事務局より発行する「相談依頼書」(書式①)に必要事項を記入のうえ事務局に提出する。

「相談依頼書」(書式①)は別紙を参照。

② 相談場所及び時間

「相談依頼書」受付後、アドバイス担当者より「相談依頼受付書」(書式②)により相談場所と時間を連絡する。

③ アドバイス責任

アドバイスは、相談者とアドバイザーの相互理解によって進められるべきものである。

アドバイス通りに実施した業務が会計検査や竣工検査等で問題になる場合もあり得る。指摘事項に対する説明を再度相談者に行なうが、本機構で金銭面も含め瑕疵責任を取ることはできない。

④ 機密の保持

本システムに協力していただく要員は全て技術交流フォーラムの会員であるため機密の漏洩はないものと信じている。各会員は、倫理を守ることが原則であるが各技術者の倫理観の問題であり、万一漏洩があった場合には、本機構でその責任を取ることはできない。

⑤ アドバイス業種

現時点では、全ての業種に関する疑問や問題点にアドバイスするだけの要員を確保できていないため、相談内容によっては回答ができない場合もある。

現時点で回答できる業種は

- ・ 道路(交差点・舗装を含む)の設計・施工に関すること
- ・ 一般構造物(函渠・擁壁・法枠・落石対策及び各種基礎工)の設計・施工に関すること
- ・ 橋梁の設計・施工に関すること
- ・ 仮設構造物の設計・施工に関すること
- ・ 地すべりの調査・設計・施工に関すること
- ・ 軟弱地盤の調査・解析・設計・施工に関すること
- ・ 地質調査に関すること
- ・ 農業土木(クレーク防災・圃場整備・ため池等)に関すること

以下の業種は検討中

- ・ 河川整備計画に関すること
- ・ 砂防施設(堰堤・流木対策・流路工)に関すること
- ・ トンネルの設計・施工に関すること
- ・ 河川・道路環境調査
- ・ 下水道計画・設計・施工に関すること
- ・ 宅地造成の申請書・計画・設計・施工に関すること

⑥ アドバイス方法

アドバイスは、相談内容にもよるが、原則として1業種に対し2人1組とし面談形式とする。

相談者が「回答書」だけで良いと判断する場合には、前もってその旨事務局に連絡を入れていただきたい。

「回答書」(書式③)様式は、別紙を参照。

⑦ アドバイス料金

アドバイザーの拘束時間を算定し請求する。

料金は、10,000/人・時間とする。2人1組で1時間拘束された場合は 20,000 円となる。

県土づくりコンサルタント協会員・佐賀県建設業協会員・建設業協会佐賀以外の場合は、20,000/人・時間とする。

ただし、発注者からの相談は原則として無料とするが、拘束時間が多くなると予想される場合は別途協議により決定する。

⑧ アドバイスまでの時間

相談内容にもよるが、「相談依頼書」を送付後 1～2 日後には回答をする予定であるが、アドバイザーの都合もあり若干日数を要することも考えられる。

相談者は、時間に余裕を持って依頼して貰いたい。

⑨ アドバイスが業務の受注に係わる場合

公募型のように、業務の応札に係わるような技術的アドバイスはできない。

業務受注後の問題点や課題に対するアドバイスを原則とする。

書式 ①

平成 年 月 日

相 談 依 頼 書

依頼社 ○ ○ ○ ○ (株)
担当者 × × × × 印
TEL
FAX
メールアドレス

下記項目についてアドバイスをお願い致します。

業務名
発注者 佐賀県 ○○土木事務所
概略相談内容

相談内容を簡潔に下欄に記入して下さい。

例) 橋梁基礎杭について

本設計では、PHC杭の打ち込み工法を考えている。
本形式で問題はないか。他の形式や工法があれば教えて下さい。

- 添付書類 ① 位置図及び現場写真(どの方向から撮影したかわかるもの)
② 一般図
③ その他参考資料(地質報告書等)

書式 ②

平成 年 月 日

相 談 依 頼 受 付 書

○ ○ ○ ○ (株)
△ △ △ △ 様

相談依頼 受 理 アドバイス予定日時 平成 年 月 日(○○時
場 所
予想拘束時間 × × 時間

不受理
理 由

[Empty box for reasons of non-acceptance]

技術交流フォーラム 主担当者 ○ ○ ○ 印
副担当者 × × × 印

書式 ③

平成 年 月 日

相談内容への回答書

○ ○ ○ ○ (株)
△ △ △ △ 様

回答者 正 ○○ ○○
副 △△ △△

以下のように回答します。